野木町長選挙のお知らせ

投票日:8月2日(日) 期日前投票:7月29日(水)~8月1日(土)

- ・入場券は、圧着ハガキで世帯主様あてに郵便で届きます。(ハガキ1枚に4人分掲載されます。)
- ・お名前等をお確かめのうえ、切り取り線に沿って切って投票所にお持ちください。

問選挙管理委員会事務局(町総務課内) (57)4114 (57)4190 ⊠ soumu@town.nogi.lg.jp

投票日時

8月2日(日) 7時~20時 《告示日 7月28日(火)》

期日前投票期間•時間•場所

7月29日(水)~8月1日(土) 8時30分~20時

期日前投票所 役場本館 2 階 大会議室

※エレベーターがございます。

持ってくるもの

入場券 (届いている場合)

※7月28日に発送します。法律により告示の日 以後の発送となります。配達の都合により、地 域によって入場券の到達日に違いがありますの で、ご了承願います。

投票できる方

- ・平成14年8月3日以前に生まれた方
- ・令和2年4月27日以前に野木町に住民票が作成された、または転入届をした方で、引き続き 住んでいる方

投票所入場券について

入場券は、選挙のお知らせや本人確認をスムーズにするために送付するものです。入場券が届かない場合やなくした場合でも、その選挙の選挙権があり、選挙人名簿に登録されている方であれば、投票できます。名簿登録の有無は、野木町選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報

町長選挙の選挙公報は、新聞折込みで配布します。 また、町役場、町公民館、町立図書館、野木エニスホール、老人福祉センター、きらり館、野木ホフマン館、ひまわり館、野木駅自由通路に備え付けますので、ご自由にお持ち帰りください。なお、町ホームページにも掲載します。

新型コロナウイルス感染症への対応について

投票所や開票所において、消毒液の設置や換気などの対応を行います。投票の際にはマスクの着用やせきエチケットの徹底、周りの人との距離を保った行動にご協力ください。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆期日前投票の際に提出する「宣誓書兼請求書」が「投票所入場券」と一体になりました。

期日前投票を行う際は、宣誓書兼請求書の提出が必要となります。今回から投票所入場券の裏面に「宣誓

書兼請求書」を印刷しました。

あらかじめご自宅等で必要事項(氏名、生年月日、住所、期日前投票の事由(投票日当日の予定、見込み)に〇を記入してからお越しいただくと受付の時間が短縮できますので、ぜひご活用ください。

※ご自分の投票所入場券であることを確認の上、ご記入ください。

・「宣誓書兼請求書」の記入方法 (投票所入場券の裏面)

宣誓書兼請求書 (期日前投票)

私は令和2年8月2日執行の野木町長選挙の 令和2年 月 B 当日、下記の事由に該当する見込みです。 ※期日前投票をする日を記入 大・昭・平 氏名 日生 野木町大字 住所 該当する事由の番号を〇で囲んでください。 1 仕事, 学業, 冠婚葬祭 5 住所移転 事由 2 外出, 旅行, 滞在 6 天災, 悪天候 3 病気,ケガ,出産,歩行困難

- ← 期日前投票をする日を記入
- ← 氏名、生年月日を記入
- ← 住所を記入
- ← 期日前投票の事由(番号)を○で囲む

上記の事項が事実であることを誓い、投票用紙を請求します。

野木町選挙管理委員会委員長 様

【期日前投票制度】

投票日に仕事や学校、レジャーなどで外出などのご予定がある方又は体調の具合などにより当日投票所に 行けない見込みの方などは、期日前投票期間・時間内であれば、ご都合のよい日時に投票することができます。 ぜひご利用ください。

- ◆期日前投票を利用する際は、宣誓書兼請求書の提出が必要となります。**今回から投票所入場券の裏面 に「宣誓書兼請求書」を印刷しました。**あらかじめご自宅等でご記入されてから期日前投票所にお 越しいただくと受付時間が短縮できます。ぜひ、ご活用ください。
 - ※「宣誓書兼請求書」は、ホームページにも掲載します。事前にダウンロードし、自筆で記入したものをお 持ちいただいても結構です。また、今までどおり期日前投票所に「宣誓書兼請求書」を備え付けてあります。
- ◆入場券がなくても投票できます。ただし、受付時に選挙人名簿登載の有無について、本人確認をさせていた だきます。

【不在者投票制度】

①名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

遠方に滞在などしている方が、その滞在地で投票する制度です。事前に野木町選挙管理委員会(名簿登録地の選挙管理委員会)に、投票用紙などの必要な書類を請求します。後日、交付された投票用紙などを最寄りの(滞在する)市区町村の選挙管理委員会に持参し、投票します。

②指定病院等での不在者投票

病院などに入院などしている方が、入院などしている施設で投票できる制度です。投票を希望する場合は、 投票用紙を病院長などに請求することができます。投票は、病院長などの管理する場所で投票します。

③郵便等による不在者投票

郵便などを利用して投票できる制度です。身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、【表1】のような障がいのある方(〇印の該当者)又は介護保険の被保険者証の要介護状態が「要介護 5」の方は、事前登録のうえ、自宅などで投票用紙に記入し、郵便や信書便によって投票することができます。また、【表2】のような障がいのある方(〇印の該当者)で、自ら投票の記載をすることができない方は代理記載によって郵便等投票を行うことができます。

※事前登録の方法などにつきましては、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、手続きにはお時間がかかりますので、予めご承知おき願います。

【表1】

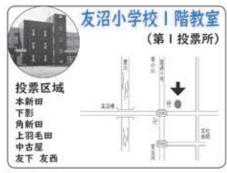
身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度			
		1級	2級	3級	
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	0	0	該当なし	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸の障がい	0	_	0	
	免疫、肝臓の障がい	0	0	0	

戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度				
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	
	両下肢、体幹の障がい	0	0	0	該当なし	
	心臓、じん臓、呼吸器、ほうこう、 直腸、小腸、肝臓の障がい	0	0	0	0	

【表2】

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度	戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障がい	0		上肢、視覚の障がい	0	0	0

問町選挙管理委員会(総務課内) **Ⅲ**(57)4114

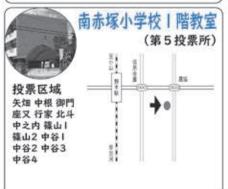


野木町長選挙 投票所案内図

























《防災行政無線による投票日のお知らせについて》

投票日の8月2日に、投票日であることの周知と棄権防止や投票を促すため、 次の時間に防災行政無線で投票日のお知らせを放送します。

- 【①午前8時00分·
- ②午後1時00分 •
- ③午後7時00分】